

令和3年1月6日

調布市議会議長 渡 辺 進二郎 様

提出者 文教委員長 狩 野 明 彦

視察等共通部分報告書

下記のとおり、視察（~~研修~~・視察研修）を実施いたしましたので、視察等個別部分報告書（第3号様式）を添えて報告いたします。

記

1 実施名称（テーマ）

令和2年度調布市議会文教委員会所管事務調査に伴うオンライン視察

2 実施期日（期間）

令和2年10月14日（1日間）

3 実施場所（視察先・研修会場）

・千葉県市川市

（Web会議システム Zoomによるオンライン視察）

4 実施目的

文教委員会所管事務について、他自治体の視察、事務調査を行うことにより、今後の市政に十分反映させることを目的とする。

5 参加者の氏名

・狩野 明彦 ・岸本 直子 ・大野 祐司 ・川畑 英樹
・須山 妙子 ・古川 陽菜 ・宮本 和実

6 実施結果（視察概要・研修概要）

・千葉県市川市（通学路交通安全プログラムについて）

通学路交通安全プログラムについて、市川市教育委員会保健体育課による説明。

【通学路交通安全プログラム導入の経緯とプログラムの概要について】

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童・生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携し、緊急合同点検を実施した。通学路の安全確保に向けた取組を継続的に行うため、平成26年度より関係機関の連携体制を構築し「市川市通学路交通安全プログラム」を策定した。また、関係機関の連携を図るため、教育委員会、学校、PTA、警察、道路所管部署に加え、東京外環道を管理する首都国道事務所、県道を管理する千葉県葛南土木事務所の参加の下「通学路安全推進協議会」を設置した。

市川市立小学校38校、義務教育学校1校、私立小学校3校、国及び県立の特別支援学校小学部の計44校が通学路点検の対象校であり、それを4つのグループに分け4年に1回、合同点検を実施する。ただし、外環道が開通した折には、その順番を変えて外環に関わる学校についても再度点検をするといった交通需要の変化にも対応している。

取組の基本はPDCAサイクルを活用し、合同点検を継続的に実施するとともに対策実施後の効果把握を行うことで対策の改善・充実を図る。協議会の年間の流れとしては、第1回目にプログラムの方針について協議を行い、第2回目に学校から挙げた危険箇所について実際に現場確認の上、対策についての検討を行い、第3回目に危険箇所に対する対策の効果を検証していく。検証後の学校ごとの点検結果や対策内容については、対策一覧表と対策箇所図としてホームページで公表する。

【導入に伴う具体的な実績や成果について】

救急搬送及び警察が関わった交通事故の件数の推移については、プログラムが開始された平成26年度が41件、27年度が78件、28年度が55件、29年度が40件、30年度が29件、31年度が37件となっており、27年度は増加したものの、それ以降は下降線をたどっており、全体の数値としては下がっている。

また、PDCAサイクルでの評価については、平成29年度は10校28か所で危険箇所が挙げられ、効果の検証の結果19件効果があり、全体では67%の効果があった。30年度は12校40か所で危険箇所が挙げられ、検証の結果15件で効果があり全体の37%であった。31年度は11校26か所で危険箇所が挙がり、検証の結果22件で効果があり全体の84%であった。

なお、国道や県道で協力を得られた事例としては、平成30年6月に東京外環自動車道美郷南高野ジャンクションが開通した際に、車止めのポール設置や歩行者に対する注意喚起を要望し、対応してもらっている。

【庁内部局や外部機関との連携について】

日々市民や学校から相談がある中で、担当課としてはその都度現場確認を行い、道路関係部署や警察に直接赴き、学校と相談しながら対応している。

【「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」との関連について】

指針に記載されている4つの基本方針に基づき取組を展開。1つ目の「犯罪情報、防犯情報の共有」については、市内各校（幼・小・中・高）からの情報を元に、関係各課・関係機関・各公立及び私立学校へ情報提供を行う他、警察からの犯罪発生情報や不審者情報を市広報媒体により市民に提供。またメール配信情報サービスを活用し、毎週月曜日に前の週に発生した犯罪情報を市民へ提供している。

2つ目の「児童等の見守り体制の整備」について、学校では、全校で来校者に記名を求めるとともに、保護者以外は来校者カードを身に

着けるようルールを徹底。敷地内の死角について用務員と連携し見通しの良い環境維持に努めている。また学校安全計画をさらに詳細に記載したセーフティスクールプランを作成し、安全に関する取組状況を点検。さらに教員向け研修会で「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成や活用について研修し、交通事故や授業中の事故、不審者侵入、食中毒など各学校の実状に応じた対処要領を作成。

学校外では、市職員・教職員等による青色防犯パトロールの他、業務委託による青パト専用車による市内全域及び犯罪多発箇所や学校周辺、市民の巡回要望箇所への防犯パトロールを実施。その他、街頭補導に少年補導員が従事し、危険な遊びや自転車の二人乗り、危険走行（無灯火・蛇行・併走・携帯電話使用など）に対する声掛け等を行っている。

その他、平成30年9月より毎週木曜日に少年補導員が計22回、延べ44人でネットパトロールを実施し、インターネットによるいじめ、非行犯罪などから子どもたちを見守る活動を行っている。

3つ目の「児童等の安全教育の充実」については、低学年を中心に警察からの指導を受けるとともに、全校朝会等で繰り返し指導。防犯避難訓練を各学校の実態に応じて実践している。

4つ目の「通学路等の安全点検と整備」については、今回の視察テーマである通学路交通安全プログラムの他に、教員向け研修会等で、不審者が出没しやすい場所や助けを求められる場所等を記載したマップ（地域安全マップ）の作成や活用等について資料配付等による啓発活動を実施。学校行事やPTA行事の一環として「かけこみ110番」の設置場所を確認するとともにプレートの交換等を行っている。

さらに、街頭防犯カメラの維持管理と機器更新時に設置場所の再検討を行っている。

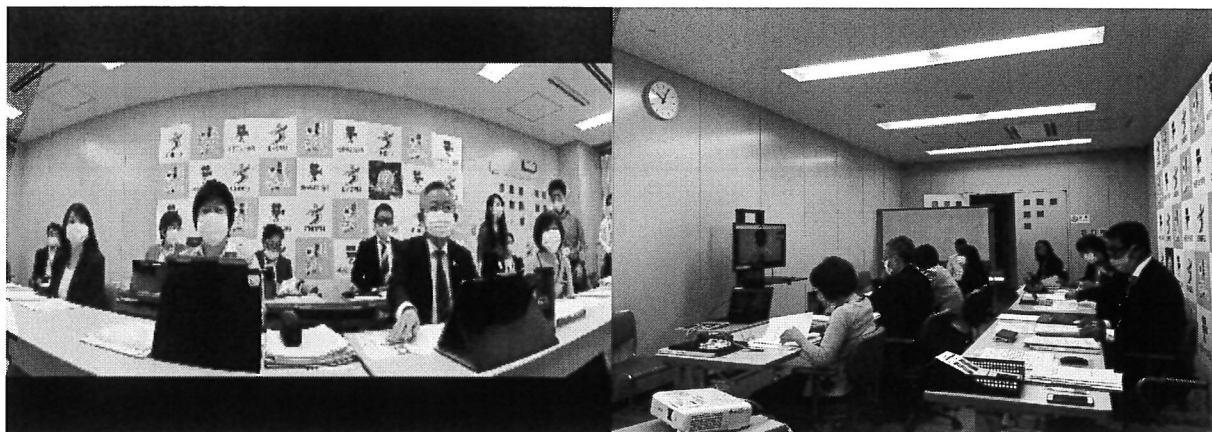
これまでも、指針に基づき教育委員会や担当課が各種事業を行ってきたが、今後も関係機関との情報共有や連携を密にして事業を進めていく必要がある。

【学校防犯システム「ツイタもん」や子ども見守り端末「otta」といったICT機器との連携や今後の展開について】

「ツイタもん」とは、児童の登下校をICタグにより記録するシステム。「ICタグ」を児童が持ち、校門に設置されたセンサーを登下校の際に通過することで、校内に設置されたコンピュータに登下校の時刻が記録される。「ツイタもん」を利用するにあたり、利用者はまず、持つ持たないを選択し、持つ場合は、有料か無料を選択できる。保護者は有料会員にならないと児童の校門通過を把握できないため、利用率は令和2年8月25日時点で62%に留まる。

今後は「ツイタもん」の有効期限の5年間の利用を終え、見直しを行う際に、市として全世帯に補助を行うかを検討していくとのこと。また、今年9月に「ツイタもん」に関する保護者アンケートを実施したところ、情報位置システム、GPSがあると子どもの安全・安心につながるという声がたくさん上がった。現在はそういったシステムはないため、今後「ツイタもん」で展開していく予定となっている。

— オンライン視察の様子 —



7 その他
特になし

8 実施結果に対する所感，意見等
視察等個別部分報告書のとおり